

政令第三七八号

大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令

内閣は、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第十二項の規定に基づき、この政令を制定する。

大気汚染防止法施行令（昭和四十三年政令第三百二十九号）の一部を次のように改正する。  
第三条の三中「吹付け石綿」を「次に掲げる建築材料」に改め、同条に次の各号を加える。

一 吹付け石綿

二 石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材（前号に掲げるものを除く。）

第三条の四各号を次のように改める。

一 特定建築材料が使用されている建築物を解体する作業

二 特定建築材料が使用されている建築物を改造し、又は補修する作業

附 則

（施行期日）

1 この政令は、平成十八年三月一日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の大気汚染防止法施行令第三条の四各号に掲げる作業のうち、この政令による改正前の大気汚染防止法施行令第三条の四各号に掲げられていないものが行われている場合における当該作業については、大気汚染防止法第十八条の十七及び第十八条の十八の規定は、適用しない。

大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文

○大気汚染防止法施行令（昭和四十三年政令第三百二十九号）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案   | 現行   |
|---|--|
| <p>第一条〜第三条の二（略）</p> <p>（特定建築材料）</p> <p>第三条の三 法第十二条第十二項の政令で定める建築材料は、次に掲げる建築材料とする。</p> <p>一 吹付け石綿</p> <p>二 石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材（前号に掲げるものを除く。）</p> <p>（特定粉じん排出等作業）</p> <p>第三条の四 法第十二条第十二項の政令で定める作業は、次に掲げる作業とする。</p> <p>一 特定建築材料が使用されている建築物を解体する作業</p> | <p>第一条〜第三条の二（略）</p> <p>（特定建築材料）</p> <p>第三条の三 法第十二条第十二項の政令で定める建築材料は、吹付け石綿とする。</p> <p>（特定粉じん排出等作業）</p> <p>第三条の四 法第十二条第十二項の政令で定める作業は、次に掲げる作業とする。</p> <p>一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物で延べ面積が五百平方メートル以上のもの（次号において「特定耐火建築物等」という。）を解体する作業であつて、その対象となる建築物における特定建築材料の使用面積の合計が五十平方</p> |

二 特定建築材料が使用されている建築物を改造し、又は補修する作業

第四条〜第十三条 (略)

別表第一 (第二条関係) (別表第六 (附則第四項関係) (略)

メートル以上であるもの

二 特定耐火建築物等を改造し、又は補修する作業であつて、その対象となる建築物の部分における特定建築材料の使用面積の合計が五十平方メートル以上であるもの

第四条〜第十三条 (略)

別表第一 (第二条関係) (別表第六 (附則第四項関係) (略)